

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第4条第1項の規定により、国立大学法人金沢大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市角間町に置く。

(業務)

第3条 この法人は、法人法第4条第2項の規定により金沢大学を設置し、同法第22条第1項の規定により、次の業務を行う。

- (1) 金沢大学を運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) この法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他のこの法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 金沢大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 金沢大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中期計画、年度計画及び事業報告書)

第4条 この法人は、法人法第31条の規定により、文部科学大臣が定めた中期目標を達成するため、中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 この法人は、準用通則法(法人法第35条の規定により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。以下同じ。)第31条第1項の規定により、毎事業年度の開始前に、前項の認可を受けた中期計画に基づき、年度計画を定め、これを文部科学大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 この法人は、準用通則法第33条の規定により、中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を作成し、文部科学大臣に提出するものとする。

4 中期計画、年度計画及び中期目標に係る事業報告書は、公表するものとする。

(業務実績に関する評価)

第5条 この法人は、準用通則法第32条及び第34条の規定により、毎事業年度及び中期目標の期間における業務の実績について、法人法第9条に規定する国立大学法人評価委員会の評価を受けるものとする。

(自己評価等)

第6条 この法人は、組織及び運営の状況並びに金沢大学の教育及び研究の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 この法人は、前項の自己評価に加え、金沢大学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(金沢大学の組織)

第7条 金沢大学に置く学域、大学院その他の教育研究組織等は、別に定める。

第2章 役員

(学長)

第8条 この法人に、法人法第10条第1項の規定により、その長として学長を置く。

2 学長は、法人法第12条第1項の規定により、この法人の申出に基づいて、文部科学大臣が任命する。

3 学長は、法人法第11条第1項の規定により、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項に規定する職務を行うとともに、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。再任の場合の任期は2年とし、再任の期間を含め6年を超えて在任することはできない。

(理事)

第9条 この法人に、法人法第10条第2項の規定により、役員として理事6人を置く。

2 理事は、第15条第1項各号のいずれにも該当する者のうちから、学長が任命する。

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理する。

4 理事は、あらかじめ学長の定める順位に従い、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

5 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

7 前2項の規定にかかわらず、学長が欠員となった場合において、新たに学長が任命されたときは、理事の任期は終わるものとする。

8 理事は、再任されることができる。

9 常勤の理事は、金沢大学副学長を兼ねる。

10 前項の副学長は、学校教育法第92条第6項に規定する教授の職務を併せて行うことができる。この場合において、当該副学長は、金沢大学教授を称することができる。

(監事)

第10条 この法人に、法人法第10条第1項の規定により、役員として監事2人を置く。

2 監事は、法人法第12条第8項の規定により、文部科学大臣が任命する。

3 監事は、法人法第11条第4項の規定により、この法人の業務を監査する。

4 監事は、法人法第11条第5項の規定により、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

5 監事は、準用通則法第24条の規定により、この法人と学長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項について、この法人を代表する。

6 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

7 監事は、再任されることができる。

(解任)

第11条 学長、理事又は監事は、法人法第17条第1項の規定により、同法第16条第1項に規定する欠格事項に該当するに至ったときは、学長又は監事にあつては文部科学大臣により、理事にあつては学長により解任される。

2 学長、理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認められるときは、学長又は監事にあつては文部科学大臣により、理事にあつては学長により解任されることがある。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、学長又は理事の職務の執行が適当でないためこの法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるときは、学長にあつては文部科学大臣により、理事にあつては学長により解任されることがある。

第3章 役員会

(役員会)

第12条 学長は、法人法第11条第2項の規定により、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(以下「役員会」という。)の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての意見(この法人が、法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。)及び年度計画に関する事項

(2) 法人法の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 金沢大学、学域、学類、研究科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) その他役員会が定める重要事項

2 学長が必要を認めたときは、役員以外の者を役員会に出席をさせ、説明又は意見を聴くことができる。

第4章 職員

(職員)

第13条 この法人に、職員を置く。

2 職員は、この法人及び金沢大学の業務に従事する。

第5章 学長選考会議

(学長選考会議)

第14条 この法人に、法人法第12条第2項の規定により、学長候補者の選考を行うため、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 第16条第2項第3号から第9号までに掲げる者の中から教育研究評議会において選出

された者 6人

(2) 第18条第2項第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 6人

(3) その他学長選考会議の定めるところにより加えることとされた理事 2人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、学長選考会議を主宰する。

7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、議長の職務を行う。

8 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、次条第2項の規定による議事については、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

10 学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

第15条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たっては、次の各号のいずれにも該当する者のうちから行わなければならない。

(1) 大学の学長若しくは教授(これらの経験者を含む。)又はこれらに相当すると認められる者

(2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有し、教育・研究・社会活動を適切かつ効果的に運営し、金沢大学の存在感を高めることができる者

(3) 大学の自主性と自律性を尊重し、大学が社会に対してその使命を果たすことを推進できる者

(4) 金沢大学の将来を見通し、強いリーダーシップをもって、中長期的な目標・計画を策定し、実行することができる者

2 学長選考会議は、第11条第2項又は第3項の規定により学長を解任することが適当であると認めるときは、文部科学大臣にその旨を申し出るものとする。

3 学長選考会議は、第1項の規定により学長候補者の選考を行い、又は前項の規定により学長の解任の申し出を行うに当たっては、職員による意向投票を実施することができる。

第6章 教育研究評議会

(教育研究評議会)

第16条 この法人に、法人法第21条第1項の規定により、金沢大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事 3人

(3) 各研究域長

(4) 各学類長

(5) 各研究科長

- (6) 附属病院長
 - (7) がん進展制御研究所長
 - (8) 学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター長を代表する者として選出された職員 2人
 - (9) 共通教育機構長
- 3 前項第2号及び第8号の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

第17条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(第19条第1項第1号に掲げる事項を除く。)
 - (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(第19条第1項第2号に掲げる事項を除く。)
 - (3) 金沢大学学則(この法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - (4) 教員人事に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - (9) その他金沢大学の教育研究に関する重要事項
- 2 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は、教育研究評議会を主宰する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する評議員が、議長の職務を行う。
- 5 評議員は、連名で、教育研究評議会の議題とすべき案件をあらかじめ議長に提出することができる。
- 6 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 7 議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長が特別の必要があると認めるときは、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。
- 8 議長が必要を認めるときは、評議員以外の者を評議会に出席をさせ、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 教育研究評議会の議事の手続等に関し必要な事項は、議長が教育研究評議会に諮って定める。

第7章 経営協議会

(経営協議会)

第18条 この法人に、法人法第20条第1項の規定により、この法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事 3人

(3) 学長が指名する職員 4人

(4) この法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 8人

3 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第19条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、この法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、この法人の経営に関するもの

(3) 金沢大学学則(この法人の経営に関する部分に限る。)、会計規則、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他この法人の経営に関する重要事項

2 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は、経営協議会を主宰する。

4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、議長の職務を行う。

5 経営協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長が特別の必要があると認めるときは、3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

7 議長が必要を認めたときは、委員以外の者を経営協議会に出席をさせ、説明又は意見を聴くことができる。

8 経営協議会の議事の手続等に関し必要な事項は、議長が経営協議会に諮って定める。

第8章 改正

(改正)

第20条 この規則を改正しようとするときは、教育研究評議会及び経営協議会の議を経なければならない。

2 第8条第4項及び第11条(学長に関する部分に限る。)並びに第5章について改正しようとするときは、あらかじめ学長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 準用通則法第14条第2項の規定によりこの法人の学長として任命されたものとされる

学長の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年9月25日から施行する。ただし、平成21年3月31日に在職する学長の任期は、なお、従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。